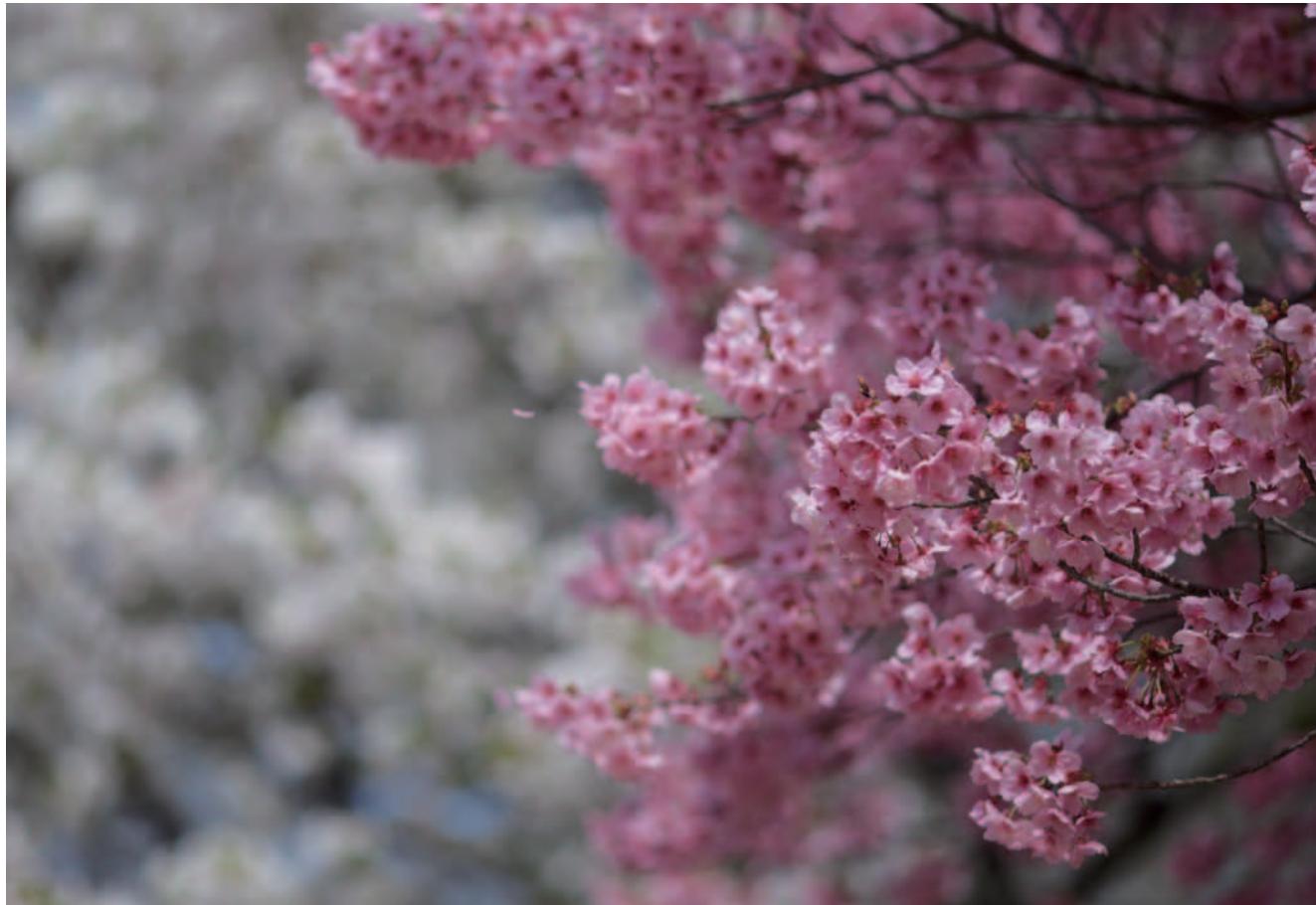


もろさわ 両澤会計だより

税理士法人 両澤

代表税理士 小林政昭 税理士 山中榮登 税理士 竹花節夫
編集発行人 事務長 両澤透

〒384-2202 長野県佐久市望月285番地1
TEL: 0267(53)2400 FAX: 0267(53)5514
<http://moro.zei-mu.jp> e-mail: morosawa@sas.janis.or.jp



さくら

4月

2021 (令和3年)

卯月 - APRIL -

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	・

ワンポイント 消費税の総額表示が必要に

商品の値札やチラシ等において、消費税相当額を含む支払総額を一目で分かるようにする「総額表示」が4月から必要となりました。ただし、適切に表示された税込価格と合わせて税抜価格を併記することは認められます。なお、事業者間取引の価格表記や見積書等は原則、総額表示の対象外とされています。

4月の税務と労務

国 税 3月分源泉所得税の納付 4月12日

国 税 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日

国 税 8月決算法人の中間申告 4月30日

国 税 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合) 4月30日

地方税 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日

地方税 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)

地方税 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日~4月20日

または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税 軽自動車税の納付

市町村の条例で定める日(原則4月中)

労務 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分)

4月30日

非課税とされる給与

会社が役員や従業員に支給する金品は原則として給与課税されますが、例外として、非課税とされるものがありますので、以下、整理してみます。

1 通勤手当

役員や従業員に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは、一定の限度額まで非課税とされ（下表参照）、超える部分は給与として課税されます。

非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

2 旅費

勤務する場所を離れて職務を行うための旅行等で、その旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるために支給する金品のうち、その旅行について通常必要と認められるものについては、非課税とされています。

（表）通勤手当の非課税限度額

区分	課税されない金額	
①交通機関又は有料道路を利用している場合に支給する通勤手当	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度額 150,000 円）	
②自転車・自動車等の交通工具を使用している場合に支給する通勤手当（通勤距離（片道））	2km未満	(全額課税)
	2km以上 10km未満	4,200 円
	10km以上 15km未満	7,100 円
	15km以上 25km未満	12,900 円
	25km以上 35km未満	18,700 円
	35km以上 45km未満	24,400 円
	45km以上 55km未満	28,000 円
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	55km以上	31,600 円
	1カ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度額 150,000 円）	
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通工具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1カ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度額 150,000 円）	

具体的には、①その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか、②その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうかで判断することになります。

3 宿直・日直料

正規の勤務時間外において宿直や日直について支給する金額については、給与等として課税されます。

ただし、次に該当するなどの宿直料又は日直料を除き、その支給の基準となった勤務1回につき支給される金額（宿直等の勤務をすることにより支給される食事の価額を除きます。）のうち4,000円（宿直等の勤務をすることにより支給する食事がある場合には、4,000円からその食事の価額を控除した残額）までの部分は課税されません。

- ・宿直又は日直のために雇用された者への支給
- ・宿直又は日直の勤務をその者の通常の勤務時間内の勤務として行った者に支給される宿直料又は日直料
- ・通常の給与等の額に比例した金額により支給される宿直料又は日直料

4 在宅勤務手当

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法で、従業員に対して支給する一定の金銭については課税されません。

なお、企業が従業員に在宅勤務手当（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの（例えば、会社が従業員に毎月5,000円を渡切りで支給するもの））を支給した場合は、給与として課税する必要があります。



5 祝金等

結婚、出産等の祝金品は、その金額が支給を受ける役員又は従業員の地位などに照らして、社会通念上相当と認められるものであれば課税されません。

6 見舞金

葬祭料、香典、災害等の見舞金は、金額が支給を受ける役員又は従業員の地位などに照らし、社会通念上相当と認められるものであれば課税されません。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等へ支給する見舞金についても、前記と同様の取扱いとなります。ここで社会通念上相当とは、①その見舞金の支給額が、使用人等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが慶弔規程等において明らかにされているかどうか、②その見舞金の支給額が、慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうかを勘案して判断することになります。

7 死亡退職者の給与等

死亡した者に係る給与や退職金で、その死亡後に支給期の到来するもののうち、相続税法の規定により相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税は課税されません。

8 技術や知識の習得費用

技術や知識の習得費用は、次のいずれかの要件を満たしており、その費用が適正な金額であれば、課税されません。

(1) 会社などの仕事に直接必要な技術や知識を役員や従業員に習得させるための費用であること

- (2) 会社などの仕事に直接必要な免許や資格を役員や従業員に取得させるための研修会や講習会などの出席費用であること
- (3) 会社などの仕事に直接必要な分野の講義を役員や従業員に大学などで受けさせるための費用であること

9 海外渡航費

役員又は従業員に対して海外渡航のために支給する旅費等は、非課税とされます。ただし、その海外渡航中に観光が含まれる場合には、観光に係る費用の部分を按分して非課税対象から外すことになります。

10 社宅や寮費

従業員に社宅や寮などを貸与する場合には、1カ月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額）以上を受け取っていれば、課税されません。

賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

- (1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2%
- (2) 12円×(その建物の総床面積(平方メートル) / 3.3(平方メートル))
- (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × 0.22%

したがって、従業員に無償で貸与した場合には、前記賃貸料相当額が給与として課税されることになります。

また、従業員から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合は、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が給与として課税されます。ただし、受け取っている家賃が賃貸料相当額の50%以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、課税されません。

育児休業中の就労（雇用保険）

育児・介護休業法上の育児休業は、子の養育を行うために、休業期間中の労務提供義務を消滅させる制度であり、休業期間中に就労することは想定されていません。ただし、労使の話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に限り一時的・臨時にその事業主の下で就労することはできます。

育児休業中に就労する場合、雇用保険の育児休業給付金は、就労が月に10日(10日を超える場合は80時間)

以下であって、その他の所定要件を満たすときに支給されます。

一方で、恒常的・定期的に就労させる場合は、育児休業をしていることにはならないため、育児休業給付金は支給されないので注意が必要です。

法人が建物を賃借するための権利金等

法人が建物を賃借するために支払った権利金、立退料などの費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは、繰延資産となります。

ただし、建物の賃借に際して不動産業者などに支払った仲介手数料については、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

繰延資産となる権利金等の償却期間（1年未満端数切捨）は次のとおりです。

- (1) 建物の新築に際して支払った権利金等で、その金額が建物の賃借部分の建設費の大部分に相当し、かつ、その建物が存続する期間中は賃借できる状況にあると認められる場合…その建物の耐用年数の10分の7に相当する年数
- (2) 建物の賃借に際して支払った(1)以外の権利金等で、契約や慣習などによって明渡しに際して借家権として転売できることになっている場合…その建物の賃借後の見積残存耐用年数の10分の7に相当する年数
- (3) (1)及び(2)以外の権利金等の場合…5年

ただし、契約による賃借期間が5年末満の場合で、契約の更新に際して再び権利金等の支払を要することが明らかであるときは、その賃借期間となります。償却限度額は、繰延資産の額を償却期間の月数で割ったものに、その事業年度の月数を掛けて計算した金額となります。事業年度の中途での支出の場合は、「その事業年度の月数」は「支出の日から事業年度末までの月数」となります。この場合、月数は暦に従って計算し、1カ月に満たない端数はこれを1カ月とします。

なお、繰延資産の償却費を損金算入する場合には、確定申告書に繰延資産の償却額の計算に関する明細書を添付する必要があります。



マイナポイントの課税関係

マイナポイントは、マイナンバーカードを取得し、IDを設定した個人がキャッシュレス決済サービスにおいてチャージなどを行った際に付与されるものです（上限5,000円分）。

個人が、商品を購入する際に決済代金に応じて付与されるポイントで、「通常の商取引における値引き」と同様の行為が行われたものと考えられる場合には、所得税の課税対象とはなりませんが、マイナポイントは、この「通常の商取引における値引き」とは認められず、その経済的利益は一時所得として所得税の課税対象となります。

一時所得では、特別控除額50万円を控除しますが、その年にマイナポイント以外の一時所得がある場合には、確定申告が必要になる場合があります。

英語版法人番号公表サイト

経済取引が国際化している中で、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、13桁の認識番号である法人番号の活用場面が広がるよう、公表を希望する法人からの申し込みに基づき、国税庁法人番号公表サイトの英語版Webページにおいて、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の英語表記の公表が行われています。

英語表記の公表には、①英語で世界に情報発信できる、②海外の取引先から法人番号の照会を受けた場合に速やかに対応できる、③税関に対し容易に法人番号を示すことができるなどのメリットがあります。

また、国税庁は発番機関として国連及び国際標準化機構（ISO）に登録し、「発番機関コード」を取得しており、法人番号と組み合わせることにより、電子商取引等において、国内のみならず国際的にも、法人番号を共通の企業コードとして利用できます。